国際関連情報 Report from CMAC and GPF

CMAC-GPF 合同会議（2020 年 10 月）出席報告

SMBC 日興証券(株)　株式調査部 シニアアナリスト
公益社団法人日本証券アナリスト協会認定アナリスト／公認会計士
企業会計基準委員会　IFRS 適用課題対応専門委員会等の専門委員
IFRS 財団　資本市場諮問委員会委員
大瀧（おおたき）　晃栄（こうえい）

Ⅰ．はじめに

2020 年 10 月 8 日、国際会計基準審議会（IASB）の資本市場諮問委員会（Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。）と世界作成者フォーラム（Global Preparers Forum、以下「GPF」という。）との合同会議が開催された。CMAC は財務諸表利用者、GPF は財務諸表作成者の代表者からなる会議で、合同開催は利用者及び作成者双方の立場から、会計基準に関する専門的かつテクニカルな論点について、IASB に対して定期的にインプットすることを目的としている。CMAC、GPF ともに年 3 回ロンドンで開催され、そのうち 1 回は CMAC-GPF の合同開催となる。例年であれば、CMAC-GPF 合同会議は 6 月に 2 日間にわたり開催されるが、本年は各国のコロナ禍の状況を踏まえ、10 月に 1 日だけの開催となり、かつ参加者全員がビデオ若しくは電話による参加となった。

日本からは、(株)リクルートホールディングス　執行役員（財務・経理・税務担当）谷口岩昭氏及び筆者が参加した。2020 年 10 月開催の CMAC-GPF 合同会議の議題は、図表 1 のとおりである[1]。

今回の合同会議では、ディスカッション・ペーパー「企業結合ー開示、のれん及び減損」と基本財務諸表：公開草案「全般的な表示及び開示」の 2 つの議題について、IASB スタッフによる論点解説と質疑 20 分、分科会 55 分、そして分科会報告 35 分という形式で行われた。分科会では、CMAC 及び GPF のメンバーからなる 2 つのグループに分かれ、活発な議論が行われた。

図表 1　2020 年 10 月 8 日開催　CMAC-GPF 合同会議議事一覧

番号	時間(GMT)	議　事
1	11:05-13:05	ディスカッション・ペーパー「企業結合ー開示、のれん及び減損」
2	13:15-15:15	基本財務諸表：公開草案「全般的な表示及び開示」
3	15:15-16:00	アップデート（2020 年適用となる基準、Covid-19 関連）

（出所）IASB より SMBC 日興証券作成

1　2020 年 10 月 8 日開催の CMAC-GPF 合同会議にて使用された資料及び議論の様子は、以下で閲覧、視聴が可能である。https://www.ifrs.org/groups/capital-markets-advisory-committee/#meetings

Ⅱ．2020年10月開催CMAC-GPF合同会議の議事概要

1．ディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」

【背景と主な論点】

IASBは、2020年3月にディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」を公表した。IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューにおける関係者からのフィードバックを受け、本ディスカッション・ペーパーは、企業の取得に関する情報を合理的なコストをもって改善することを目的としている。IASBは、主として、取得に関する新たな情報開示の有用性と実現可能性、及びのれんの会計処理に関する新しい証拠や議論を求めている。

IASBの予備的見解では、主に3つの見解を挙げている。①取得に関する開示の改善として、取得に関する経営者の目的や買収後の目標に対する成果のモニタリングに関する情報を追加する。②のれんの減損テストは、合理的なコストでの改善は難しいものの、償却を再導入するに至る新しい証拠がないため、のれん非償却を維持する。ただし、のれんの減損テストの年次実施等を簡素化する。③のれん残高を除いた資本合計の金額を貸借対照表に表示する等である。なお、コメント期限は2020年12月末までである。

【CMAC-GPF合同会議における議論】

IASBスタッフよりディスカッション・ペーパーの概要の説明があり、①取得後の業績に関する情報の記載箇所、②シナジーに関する開示、③のれんの減損の戻入れの3つのサブテーマごとに議論がなされた。

①取得後の業績に関する情報の記載箇所については、多くのGPFメンバーから取得後の業績に関する情報は、財務諸表外で記載される「経営者による説明」で提供すべきであり、財務諸表の注記として開示を要求すべきではないとの意見が聞かれた。その理由として、当該情報は経営者の見解であり、概念的には「経営者による説明」に属する情報であること、将来情報であり、訴訟の保護対象にならない可能性があること、一部法域では、財務諸表よりも「経営者による説明」のほうが早く開示されていること、監査できない可能性があること、そして競争上不利になるおそれがあることを挙げていた。

一方、CMACメンバーの中には作成者の意見に同意するメンバーもいたが、ほとんどのメンバーは、スチュワードシップの目的から必要であると述べていた。また、当該情報は「経営者による説明」では開示を要求できず、利用可能で信頼性を具備するには、財務諸表での注記で開示すべきであると述べた。その他、あるGPFメンバーからは当該情報の開示によって、取得に関する意思決定の有効性が高まり、企業行動が変わる可能性があるとの意見や、あるCMACメンバーからは当該情報については、業績の予測情報よりも、経営者の目標に関心があるとの意見もあった。

②シナジーに関する開示については、ほとんどのGPFメンバーは、特に大規模な取得をする際には、その対価を正当化するためにシナジー効果を見積っていると述べた。ただし、あるGPFメンバーは、一部買収についてはシナジー効果を見積っていないケースもあるとの意見もあった。

GPFメンバーとCMACメンバーはともに、コストシナジーと収益シナジーを区別して意見を述べていた。GPFメンバーの中には、コストシナジーのほうが見積りやすいとの意見がある一方で、収益シナジーのほうが見積りやすいとの意見もあった。あるCMACメンバーはコストシナジーと収益シナジーを分けて報告する

ことの重要性を述べた。

その他CMACメンバーからは、シナジーの達成に関する情報が有用であることや、期待されるシナジーの情報は、取得時には開示されるが、時の経過とともに開示されなくなるとの意見もあった。

③のれんの減損の戻入れについては、IASBはのれんの減損損失の戻入れを認めることで、減損テストにおける経営者の楽観的な判断の抑制に役立つとの指摘を聞いていた。これに対してGPFメンバー及びCMACメンバーは、のれんの減損の戻入れをしても、有用な情報は提供しないだろうと述べた。また、GPFメンバーからは減損の戻入れの処理は困難であり、かつコストがかかるとの意見があった。

【次のステップ】

本ディスカッション・ペーパーの再審議において、これらのコメントについても検討する。

2．基本財務諸表：公開草案「全般的な表示及び開示」

【背景と主な論点】

IASBは、2019年12月に公開草案「全般的な表示及び開示」を公表した。本公開草案は、財務報告におけるより良いコミュニケーションのための提案を含んでおり、主として純損益計算書に焦点を当てている。コメント期限は2020年9月末までであり、コメント期間中に集まったフィードバックへの対応について議論する。

【CMAC-GPF合同会議における議論】

IASBスタッフより、本公開草案のコメント期間中に集まったフィードバックの概要及び2020年8月から9月にかけて開催されたCMAC及びGPFのメンバーによる合同Workshopでの議論について説明があった。合同Workshopは3回実施され、3つのトピックス、a. 費用性質法と費用機能法による費用分析、b. 不可分又は不可分でない関連会社及び共同支配企業、c.経営者業績指標（Management Performance Measures、以下「MPM」という。）の範囲（相互参照と税金・非支配持分損益への影響）について議論を行っている。その後、分科会にて①為替差損益及びデリバティブ損益の分類、②MPMの範囲の2つのサブテーマについて議論がなされた。

①為替差損益及びデリバティブ損益の分類については、GPFメンバーからは為替差損益をシステムで集中管理している場合には、公開草案の提案に対応するには別途システム開発が必要であり、コストがかかることが指摘された。また多くのCMACメンバーからは、為替差損益の分類に関する比較可能性が低下しても、それほど分析上影響がないとの意見があった。その一方、CMACメンバーの中に本公開草案の提案によって企業業績における為替差損益の影響の理解を深めることができるとの意見もあった。

②MPMの範囲については、フィードバックへの対応策として、a.財務諸表外のMPMに関する情報との相互参照を認める、b. MPMの定義を満たす指標の対象範囲を拡大する、という2つのアプローチに関して議論した。

a. MPMの相互参照アプローチについては、CMACメンバー及びGPFメンバーとも懸念の声が聞かれた。GPFメンバーからは一部法域では認められない可能性や監査人が受け入れない可能性が指摘された。一方、ほとんどのCMACメンバーからは、MPMに関するすべての情報を1つの注記でみたいとの意見が聞かれた。

b. MPMの対象範囲を拡大するアプローチについては、CMACメンバー、GPFメンバーともにメリットがあると考えており、フリー

キャッシュフローや資本利益率もMPMの範囲に含めるべきとの意見があった。その他、GPFメンバーからは財務数値に限定すべきとの意見やCMACメンバーからはIFRS基準で規定されている小計等もMPMに含めるべきとの意見もあった。MPMの対象範囲の拡大と当プロジェクトのタイムラインを考えたときに、CMACメンバーからは、MPMの範囲拡大を希望しつつも、まずは狭い範囲で時間を優先するほうが大切であるとの意見があった。

【次のステップ】

IASBは本公開草案の再審議において、メンバーからのフィードバックも検討する。

【次回の会合予定】

次回のCMAC会議は2021年3月11日、GPF会議は同3月12日に開催することが提案されている。

Ⅲ．おわりに

今回のCMAC-GPF合同会議では、ディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」及び公開草案「全般的な表示及び開示」を取り扱った。ともに開示に関する論点が多く、財務諸表作成者が負担するコストと財務諸表利用者の有用性が比較考量されるため、互いの意見を出し合う合同会議は、IASBだけでなく参加者全員にとって有意義なものとなった。

今回議論した具体的なトピックスは、IASBの提案の実現可能性に向けたやや細かい論点が多かった印象であるが、1つ1つクリアしていかなければならない論点でもあり、開示改善に向けて着実に議論が進んでいると理解している。日本の関係者にとって関心の高いのれん償却の再導入の是非等はこれから本格的に議論がなされると想定されるため、議論の進展に注目していきたい。